

2022年6月28日

## 預金保険機構への移管対象になる預金等について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構へ納付する日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払いを受ける事ができます。

本件に関する詳細は、お取扱いの店舗までご照会ください。

### 1. 対象となる預金等

2012年1月1日から2012年12月31日に最終異動日等があった預金等

### 2. 預金保険機構への納付期限（※）

2023年6月28日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以 上

【本件に関するお問合せ先】  
事務統括部 事務企画管理グループ  
TEL099-226-1412